

自治体システム等標準化検討会 開催要綱（改正案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第2 検討会</p> <p>自治体システム等標準化検討会として、住民記録システム等標準化検討会、<u>税務システム等標準化検討会及び選挙人名簿管理システム等標準化検討会</u>を開催する。</p>	<p>第2 検討会</p> <p>自治体システム等標準化検討会として、住民記録システム等標準化検討会<u>及び税務システム等標準化検討会</u>を開催する。</p>
<p>第3 住民記録システム等標準化検討会</p>	<p>第3 住民記録システム等標準化検討会</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 住民記録システム等標準化検討会及び分科会の庶務は、総務省自治行政局<u>デジタル基盤推進室</u>において同局住民制度課及び<u>地域情報化企画室</u>の協力を得て処理する。</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 住民記録システム等標準化検討会及び分科会の庶務は、総務省自治行政局<u>行政経営支援室</u>において同局住民制度課及び<u>地域情報政策室</u>の協力を得て処理する。</p>
<p>第5 選挙人名簿管理システム等標準化検討会</p>	
<p>1 構成</p> <p><u>選挙人名簿管理システム等標準化検討会は別紙3の構成員及び準構成員をもって構成する。</u></p>	
<p>2 座長</p> <p><u>座長は会務を総理する。</u></p>	
<p>3 議事</p> <p>(1) <u>選挙人名簿管理システム等標準化検討会の会議は、座長が招集する。</u></p>	
<p>(2) <u>座長は、必要があると認めるときは、構成員・準構成員以外の者に選挙人名簿管理システム等標準化検討会への出席を求め、その意見を聞くことができる。</u></p>	
<p>(3) <u>座長は、構成員・準構成員以外の者が選挙人名簿管理システム標準化検討会を傍聴することを認めることができる。</u></p>	
<p>(4) 選挙人名簿管理システム等標準化検討会</p>	

討会の会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

4 ワーキングチーム

(1) 座長は、必要に応じ、選挙人名簿管理システム等標準化検討会にワーキングチームを開催することができる。

(2) ワーキングチーム構成員は、選挙人名簿管理システム等標準化検討会の構成員である自治体職員、関係機関の職員等のうちから、座長が指名する。

(3) ワーキングチームには、リーダーを置く。リーダーは、ワーキングチーム構成員のうちから、座長が指名する。

(4) リーダーは、ワーキングチームの会務を総理する。

(5) リーダーは、必要があると認めるときは、ワーキングチーム構成員以外の者にワーキングチームへの出席を求め、その意見を聞くことができる。

(6) ワーキングチームの会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、リーダーが必要と認めるときは非公開とすることができる。

5 その他

(1) 選挙人名簿管理システム等標準化検討会及びワーキングチームの庶務は、総務省選挙部管理課において、同部選挙課の協力を得て処理する。

(2) この要綱に定めるもののほか、選挙人名簿管理システム等標準化検討会及びワーキングチームの運営その他必要な事項は座長が定める。